

国民生活センターをかたる 不審なハガキにご注意ください

令和3年1月25日更新

1月18日（月）、京都府内の家庭に「独立行政法人国民生活相談センター」を差出人とし、「契約料金未納のため訴訟が提起されている。」「コロナウイルス対策のため至急連絡願います。」などと記載されたハガキが投函されています。

ハガキを受け取った方が、記載されていた連絡先に電話をすると、対応した者から「代金が未納である。裁判を起こされている。」などと言われ、不審に思い警察に相談したため被害に遭いませんでしたが、今後も同様のハガキが投函されるおそれがありますので、注意してください。

■被害に遭わないために ～防犯のポイント～

- ・「料金未納」や「訴訟手続」など身に覚えのないハガキやメールを受け取っても、記載されている問い合わせ先には、絶対に電話をしないでください。
- ・架空請求のハガキやメールが届いた場合は、一人に対応せず、家族や警察に相談しましょう。

■不審者や不審車両を見かけたら、110番！

- | | |
|----------------------|---------------|
| ・ 福知山警察署 | ☎0773-22-0110 |
| ・ 警察総合相談室 | ☎#9110 |
| ・ 福知山市消費生活センター（市民課内） | ☎0773-24-7020 |
| ・ 消費者ホットライン | ☎188 |